

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

超過物納

Q: 私は土地の物納により相続税を納付したいと思っておりますが、物納申請税額に見合う適当な土地がなく、物納に充てようと考えている土地の価額は物納申請税額を超えています。

物納申請税額を超える価額の財産による物納は認められるのでしょうか。

A: 物納申請税額を超える価額の財産による物納は、原則的には認められませんが、他に物納に充てるべき財産がなく、かつ、その財産を物納する以外には納付が困難と認められる場合には、その財産による納付が認められます。

【解説】

物納申請税額と物納財産の価額（収納価額）が一致することは極めて珍しく、物納申請税額を収納価額を超える場合（超過物納）があります。

この場合の超過物納については、原則としてその財産を分割することが不可能な場合についてのみ認められます。

すなわち、土地を超過物納しようとする場合には、その財産を分割した後においても個々に通常の用途に供することが可能であれば、まず、分割することを要求されます。

一方、分割すると分割後通常の用途に供することができないと思われるものについては、物納申請税額と収納価額の差額について、還付されることになります。

なお、この超過物納により還付される金額については、譲渡所得税等が課税されます。

